



市 章

大津市公報

令 和 5 年 3 月 24 日
号 外 (第 12 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
○ 条 例	
29 大津市議会委員会条例の一部を改正する条例	1

条 例

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。
令和5年3月24日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第29号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称等)	(常任委員会の名称等)
第2条 一略一	第2条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 常任委員の任期は、 <u>1年</u> とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。	3 常任委員の任期は、 <u>その選任の日から同日後最初に開かれる招集会議（大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第3条第1項第1号の招集会議をいう。）の初日の前日まで</u> とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
4 一略一	4 一略一
5 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (議会運営委員会の定数等)	(議会運営委員会の定数等)
第3条 一略一	第3条 一略一
2 前項の委員の任期については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。 (委員の選任)	2 前項の委員の任期については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。 (委員の選任)
第5条 一略一	第5条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 <u>前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第2条第5項の例による。</u>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大津市議会委員会条例の規定により選任された常任委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の大津市議会委員会条例の規定により常任委員として選任されたものとみなす。